

平成 23 年 11 月 10 日

津山市都市建設部都市計画課

電話 (0868) 32-2096

津山市市営駐車場の指定管理者の候補者の選定結果について

津山市では、「津山市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」に基づき、「津山市市営駐車場」の指定管理者の候補となる団体（以下「指定候補者」という。）について、公募を行い、学識経験者等で構成する指定管理者審査委員会における意見聴取の結果、下記のとおり選定しましたのでお知らせします。

なお、選定された指定候補者については、指定候補者を指定管理者とする議案を 12 月議会へ付議し、可決された場合には、指定期間開始時から本施設の運営に当たることとなります。

記

1 施設概要

(1) 施設名

津山市市営駐車場（津山駅前駐車場・津山市城下駐車場）

(2) 所在地

津山駅前駐車場 津山市横山 14 番地の 31（代表地）

津山市城下駐車場 津山市山下 92 番地の 10（代表地）

(3) 施設規模等

敷地面積及び収用台数

津山駅前駐車場 約 4,370 平方メートル 117 台

津山市城下駐車場 約 1,700 平方メートル 42 台

2 指定候補者

(1) 団体名

財団法人津山市都市整備公社

(2) 代表者名

理事長 谷口 智

(3) 主たる事務所の所在地

津山市山北 520 番地

3 指定期間（予定）

平成 24 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで

4 公募の概況

(1) 応募団体数

4 団体

(2) 応募団体名 (5 0 音順)

株式会社 ガット
財団法人 津山市都市整備公社
特定非営利活動法人 津山市障害者福祉協会
有限会社 木乃久商事 (グループによる応募)
(代表団体) (有) 木乃久商事
(構成団体) (株) 木乃久

(3) 募集日程

要項及び申請書類様式の配布	平成 23 年 8 月 9 日 ~ 9 月 22 日
説明会の開催日	平成 23 年 8 月 25 日
質疑の受付期間	平成 23 年 8 月 26 日 ~ 8 月 31 日
応募の受付期間	平成 23 年 9 月 7 日 ~ 9 月 22 日
書類選考等	平成 23 年 9 月 23 日 ~ 10 月 12 日
意見聴取の実施	平成 23 年 10 月 12 日

5 審査委員会

(敬称略)

職 名	氏 名	役 職 等
委員長	高山文秀	津山市都市建設部長
委 員	小阪俊二	津山商工会議所 中小企業相談所長
	井上 修	津山工業高等専門学校 学術・社会連携推進事務室長
	植月 優	津山市都市建設部次長
	原田博史	津山市都市建設部次長

6 選定の概況

「津山市市営駐車場」の指定管理者募集要項 (平成 23 年 8 月 9 日広報発表) に基づき、すべての応募団体について評価を行い、指定管理者として最も相応しいと評価された「財団法人津山市都市整備公社」を選定したものです。

(1) 選定理由について

津山市指定管理者審査委員会 (都市建設部) において、応募団体の概要、施設の管理運営方針、事業実施、サービス提供体制、運営経費等の審査基準に基づき総合的に評価し、選考を行いました。その結果、次の理由により「財団法人津山市都市整備公社」が指定管理候補者とするに相応しい団体であると評価されました。

- ・ 運営経費に関する事項については、指定候補者以外の団体の提案が優れていると評価されました。
- ・ 申請団体に関する事項については、指定候補者は、財務状況が安定しており、他の団体と比べ同種の施設の管理業務実績も豊富であると評価されました。
- ・ 管理運営に関する事項については、指定候補者は、施設の設置目的や管理運営の内容もよく理解しており、他の団体と比べ「施設の利用促進」や「利用者の利便性の向上」などに関する提案が具体的で、本施設の管理運営方針に沿った内容となっており、優れていると評価されました。
- ・ 事業実施に関する事項については、指定候補者は、事業計画の内容が具体的で他の団体と比べ創意工夫があり、適切な施設管理や利用者の利便性の向上などの点で優れていると評価されました。また、収支計画も事業計画との整合が図られており実現の可能性が高いと評価されました。
- ・ サービス提供体制に関する事項については、指定候補者は、人員配置や機械的又は人的なトラブルへの対応策等の点で適切な体制であると評価されました。
- ・ その他の施設固有の性質等による審査項目に関する事項については、指定候補者は、観光やＪＲ利用促進などの点で、具体的かつ効果的な方策を提案しており、他の団体の提案と比較して優れていると評価されました。

(２) 審査結果一覧

審査結果については以下のとおりです。

審査基準	配点	候補者	A	B	C
運営経費に関する事項	20 点	0.00 点	4.00 点	4.00 点	4.00 点
申請団体に関する事項	10 点	7.75 点	4.50 点	4.50 点	3.75 点
管理運営に関する事項	25 点	20.75 点	18.75 点	16.50 点	12.75 点
事業実施に関する事項	30 点	25.25 点	20.50 点	19.25 点	16.25 点
サービス提供体制に関する事項	25 点	19.75 点	15.75 点	14.25 点	12.00 点
その他施設固有の性質等による審査項目に関する事項	15 点	12.75 点	10.25 点	8.75 点	8.00 点
合計	125 点	86.3 点	73.8 点	67.3 点	56.8 点